

Z3-2308

(595)

2010.1



1201000118385

国立国会

22.02.02

図書館

地銀協月報

1
2010/1

年頭所感 一社團法人 全国地方銀行協会 会長 小川 是

特集 國際会計基準をめぐる動向と論点(後編)

○国際会計基準と銀行経営への影響

新日本有限責任監査法人 公認会計士 橋口 一徹

●国際会計基準への対応と影響—企業経営にもたらす影響を考える—

青山学院大学人間社会学部 教授 大田 遼

地方経済天気図

生産活動は持ち直しを続けているものの、設備投資は引き続き低調で、景気の持ち直しは力強さを欠く。雇用情勢も引き続き厳しい。

国際会計基準と銀行経営への影響

新日本有限責任監査法人
公認会計士 橋上 徹

はじめに

国際会計基準として世界で受け入れられている会計基準は、2つあると言わされてきた。1つは、米国会計基準 (US-GAAP)、もう1つは IFRS(International Financial Reporting Standards) である。

US-GAAP は世界随一の経済力を誇る米国の会計基準であり、米国に上場する企業はもちろんのこと、これまで世界の会計基準の中で最も先進的なものと評価されてきた。この傾向が変わり始めたのは、2002年以降の米国での会計スキャンダルであった。これらの事件は、US-GAAP の盲点を突くものであった。US-GAAP は、非常に詳細なルールを定めた会計基準である一方で、当該詳細ルールに合うように取引等を設計する誘因を生じさせる可能性を内包したものと言われる（「細則主義」【Rule-based】の会計基準とも呼ばれる）。上記の事件は、この点を巧みに利用したものと言われた。

そこで注目されたのは、当時まだ各国の制度上あまり実績のなかった IFRS であった。IFRS が US-GAAP と大きく異なる特徴として、「原則主義」であることがよく挙げられる（【principle-based】の会計基準とも呼ば

れる）。

IFRS は、欧州連合 (EU) が2005年から域内上場会社の連結財務諸表に適用を義務化したことなどから、本格的に注目を集めようになった。現在では、世界100か国以上がすでに IFRS を適用または IFRS に準ずる自国基準を適用しており、数年後には150か国以上に達することが確実といわれており、すでに事実上の世界標準としての地位を確立していると言える。

本稿では、特に断りのない限り、国際会計基準は IFRS であるものとする。

なお、本稿の意見に関する部分は、私見に基づくことをあらかじめお断りする。

上場銀行の経営に国際会計基準導入が与え得る影響

会計事務所 Ernst & Young は、EU 域内に上場する大手銀行24行が IFRS に基づいて作成した2005年の年次財務諸表を分析し、国際会計基準への移行による主な影響をまとめている (The impact of IFRS on European Banks)。この分析を基に、上場銀行の経営に国際会計基準導入が与え得る影響を考えてみることとする。

I. 経営管理目的会計と財務報告会計の関係

例えば、以下のようなケースにおいて、銀行の収益認識方法と取引の実行担当者が想定している自身の業績評価方法に相違が生じる。

- ①一定の金融商品について Day 1 利益（ディーラーがホールセール市場での購入価格と顧客請求額との差額により確定するマージン。ディーラーが金融商品の組成時点で認識する利益）を繰り延べ、一定の方法により利益を認識しなければならないケース
- ②貸出のアップフロント手数料（融資実行時に一括で受領する一定の融資関連手数料など）を繰り延べ、実効金利法を適用する期間（早期償還条項等があればこれも考慮した期間）にわたり認識しなければならないケース

従前の会計基準に準拠した財務会計を基礎として経営管理目的会計を策定している場合、国際会計基準導入に関し、何らかの検討を求められる可能性がある。

1つの選択肢は、国際会計基準に基づく財務会計と経営管理目的会計を完全に分離することである。

もう1つの選択肢は、これとは対照的に、両者に矛盾が生じないように、国際会計基準の会計方針を完全に業務レベルまで徹底し、浸透させることである。これにより、銀行の経営戦略と利害関係者に対する業績報告の間には矛盾がなくなる。

一方、従前の会計数値に連動して個人の業績評価賞与を支給する場合、取引の実行者である個人は、その取引期間を通じて分割して業績賞与を受け取るしかなくなる。これを回避するには、業績賞与の計算を会計上の収益認識と分離せざるを得ない。

実際に Ernst & Young は、前述の分析の中で、欧州の銀行もこの点に関し、良好なバランスをどのように確保するかという問題に直面し、苦労しつつ多様な対応を図っていると述べている。

II. システム上の制約

システムの制約は重要な論点である。すなわち、完全に国際会計基準に準拠した“日時決算”を行うことが無理な場合もあり得る。国際会計基準に基づく財務報告で求められる数値が、月末時点でのみ算定されるような場合、各月の正確な業績情報は、月末後数日あるいは何週間も経過した後に確定することが、適切な経営管理を難しくする要因になることもある。

III. 金融商品会計 (IAS 第32号 (「金融商品：表示」)、IAS 第39号 (「金融商品：認識及び測定」)、IFRS 第7号 (「金融商品：開示」)、減損に関する公開草案など)への対応 (ポートフォリオ戦略の見直し・市場インパクト)

他の業種の上場企業同様に、銀行の資本、総資産および報告収益は、国際会計基準の適用により重大な影響を受けている。しかし、銀行は、他の業種に比べ、IAS 第32号、IAS 第39号などの金融商品会計の影響をより強く受けている点に注意を要する。IAS 第39号は、他の IFRS の基準に比べ、相対的に論点が多く、さらに解釈と適用が最も難しいと考えられている点も、銀行の取組みをより難しくしたと考えられる。

IAS 第32号、IAS 第39号への対応は、単に会計処理の変更をもたらすだけでなく、金融商品会計の特性に応じた銀行のポートフォリ

オ戦略の見直しを求められるケースもあると考えられる。ボラティリティの高いポートフォリオは、一般的に高い収益を銀行にもたらす可能性がある一方、IAS第39号の下で、減損がより大きく計上される余地を秘めるものと考えられる。すなわち、減損に関する規定が異なり、従前の会計基準より早期に、また、多額に減損が認識される可能性があると考えられる。そうすると、減損を大きく出す余地のあるポートフォリオを見直す必要があるかもしれませんのである。

各銀行あるいは他の金融機関のポートフォリオの変更は、市場へのインパクトを孕み、ポートフォリオの変更時期も十分検討しなければならないケースもあるだろう。

IV. 銀行は、国際会計基準に準拠したヘッジ会計を達成するためにヘッジ戦略を修正しなければならないケースが見られた

特に、IAS第39号は、銀行の内部取引をヘッジ手段として用いる場合にはヘッジ会計の適用を認めておらず、よって銀行は外部デリバティブ取引を指定または実行（ただし、IAS第39号の厳格なヘッジ指定や文書化などを前提とした、ヘッジ会計の適用を前提とするものでなくてはならない）しなければならなくなってしまった。これにより、金利リスクを内部的に相殺管理できる可能性が減少し、外部取引の水準が相対的に増加し、トレーディング利益に対して一部マイナスの影響が出たと言われている。

V. 貸倒引当金計上のための仕組み作り（計算の精緻化・システム化）

銀行は、貸倒引当金を計上するに当たり、キャッシュ・フローの時間的価値を考慮しな

ければならない。

現行のIAS第39号における、貸倒引当金の認識基準である「発生損失モデル」（後述）では、「貸倒引当金の測定は、貸出金の当初の実効金利で割り引いた、将来回収額の現在価値でなければならない」という要件を規定している。これを実現するためには、要件定義その他の設計のためにシステム投資の金額も多額に上る可能性が大きい。

また、多くの不良債権については、貸出金がセカンダリー・マーケット（債権流通市場）で売買される価格に近い帳簿価額を付さなければならぬ場合が多くなった。これは、市場参加者が想定する信用コスト等の認識および割引計算が、セカンダリー・マーケットを前提とした、特に多くの不良債権での測定（評価）にとって重要な要素となり、従前の会計基準と比較して、相対的に多額の引当金が計上されることになったため等による。したがって、認識される貸倒損失は増加し、当該貸出金が売却された場合のその後の損失の影響は減少することになった。銀行は、不良債権の保有に特化しようとしている金融機関（不良債権の買取りおよび売却を主たる業務とする投資銀行・ファンドなど）は別として、流通市場が存在する場合には、不良債権をなるべく早急に処分することを選択するという影響が出たと言われている。

なお、現在公表されている公開草案「金融商品：償却原価及び減損」における新たな貸倒引当金計上の考え方、すなわち「期待損失アプローチ」の基礎となる実効利回りの計算に関しては、信用コスト見積りのためのきめ細やかなシステム対応がより求められるものと想定されている（後述）。

VI. 国際会計基準に移行しなければならない 顧客からの要望に変化が見られた

国際会計基準の下では、「プレーン・バニラ」型デリバティブ（シンプルで基本的なデリバティブ。単なるコールやプットの買いや売りのオプションなど）よりも、複雑なオプション付きのデリバティブにヘッジ会計を適用するのは、ヘッジ手段とヘッジ対象の厳密な対応関係が求められるため、より困難である。

また、国際会計基準の下では、多くの証券化取引において、証券化ビークルの連結が求められるケースが多く生じたとされ、貸借対照表の規模に影響を及ぼしたと言われている。短期的には、顧客がヘッジおよび資金調達の構造を変える必要があるために、取引がより活発になるが、長期的には、従前のような取引を実行するインセンティブが減少する可能性があると言われている。

一方、例えば、資本と金融負債の区分が従前の会計基準と変わることで、銀行の顧客の資金調達のニーズに変化があると考え、より「前向き」に対応をとっている銀行では、国際会計基準への移行によりビジネスチャンスを実現しているのではないかと考えられている。

VII. 経理等の関連業務に携わる全てのスタッフが、国際会計基準に関して適切なレベルの理解を有する必要があること、および、国際会計基準に関する研修の重要性

経済行為と経営者が想定する財務報告の帰結との乖離を最小限に抑え、国際会計基準に効果的に移行できている銀行ほど、経理担当者だけではなく、国際会計基準への移行によって影響を受ける全ての構成員に対する研修に多大な投資を行っていると言われている。

ただし、Ernst & Young が、2006年5月時点で、2005年1月1日より国際会計基準を導入した銀行を分析した限りにおいては、多くの銀行では、これらの新しい会計基準を十分なレベルまで理解し、国際会計基準の導入後はそれまでの会計とは異なり、より直感的な理解が難しくなるということを認識しているスタッフは、まだ限られていると分析している。

VIII. 金融規制監督当局対応

国際会計基準適用上の多様性をさらに複雑化させている点として、各国の金融機関の規制機関のスタンスのばらつきが挙げられている。本来、国際会計基準は世界で会計の共通言語を開発することを主眼としていることから、各国の金融機関の規制当局が会計処理に関与する度合は、なくなるか、ほとんどなくなるはずであり、金融規制の影響は基本的に受けないはずである。

しかし、貸倒引当金の計上の内容、具体的には、集合的貸倒引当金（一般貸倒引当金）、個別貸倒引当金、それぞれの貸倒引当金に占める割合は、2005年度において、EU 各国で、ローンのポートフォリオの相違がある可能性を考慮してもなお、相当異なっているケースが見られる。これは、EU 各国の国際会計基準導入前からの金融規制の影響を受け継いでいることを意味している可能性がある。実際に、前述の Ernst & Young の分析では、ある銀行に対して最低限の貸倒引当金額の計上を求めたり、引当金の算定に規定のデータを使用したりすることを求めていたのがあることが報告されている。この点に関しては、銀行の規制当局が保守性を求めるのは理解できるが、それでは異なる国の銀行間の比較可能

性を損なうとの批判もなされている。

また、中には、基準に対する独自の解釈指針を示していたり、あるいは基準を変更していたりするケースすらあるため、銀行間の報告業績の比較可能性がさらに欠如するという結果を生んでいると言われる。

なお、EUでは、ヘッジ会計ルールの一部を適用除外（カーブアウト）することを容認している。この分析では、9行の銀行がカーブアウトを使用しており、その結果、報告される資本と利益の変動性を抑えることが可能となったと言われているが、これも銀行間の報告業績の比較可能性を阻害させるものという指摘もある。

銀行の場合は、国際会計基準に対する規制監督当局の対応も無視することはできないであろう。すなわち、日本の金融機関の規制監督、例えば、自己資本比率算定の前提となる金融検査マニュアルの自己査定・償却引当基準が、国際会計基準への対応を前提に変更されるのか否かなど、今後の議論を待つ必要があろう。

銀行における会計処理の 特有の課題や主要論点の整理

I. IFRS 第9号（金融商品）

1. 背景

国際会計基準の設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）は、2009年11月12日にIFRS第9号「金融商品」のフェーズ1の最終基準を公表した。このIFRS第9号は、実質的に現行のIAS第39号に取って代わるものである。なお、この新たな基準書の発効日は2013年1月1日であるが、2009年12

月期に早期適用することも認められている。

IAS第39号は、かねてよりその複雑さ、ならびに、しばしばその適用が難しい点について広く批判を浴びてきた。2009年4月には、G20の首脳陣、金融安定化理事会（Financial Stability Board：FSB）、および、その他様々な利害関係者により、IASBに対して、IAS第39号の抜本改訂プロジェクトを加速することが要請された。

2. IFRS 第9号の適用範囲

IFRS第9号は、IAS第39号が適用される全ての金融資産について適用される。銀行の勘定科目としては、有価証券のみならず、貸出金、買入金銭債権なども当該IFRS第9号の金融資産の範囲に含まれる点に留意が必要である。

金融負債については、当該IFRS第9号は適用されない。なお、金融負債については、2010年の早い段階に再度検討される予定であるが、それまでの間は現行のIAS第39号が適用される。

新基準を適用するに当たり、銀行はまず、現行IAS第32号の定義に基づき、金融資産が負債性金融資産か持分金融商品かを判断することが求められる。

なお、IASBは、上記の金融負債も含め、今後、あらためてIFRS第9号の適用範囲について検討する予定であり、さらに、現行のIAS第32号を改善するプロジェクトにも取り組んでいる。このため、将来、IAS第32号が改訂された場合には、金融負債と資本の区分、ならびに、複合金融商品の会計処理を再検討する必要が生じる可能性があることに留意する必要がある。

3. 分類要件

(1) 概要

①当初認識

全ての金融資産は、当初認識時に公正価値で測定される。

②当初認識後の測定（事後測定）

- (a) 金融資産（負債性金融商品に限る）が、以下の両方の要件を満たす場合には、償却原価で事後測定される。
- ・企業のビジネスモデルは、金融資産を保有し、その契約上のキャッシュ・フローを回収するものである（ビジネスモデル要件）。
 - ・金融資産は、その契約条件に基づき、特定日に、元本および元本残金に対する金利のみを表すキャッシュ・フローを生み出す（契約上のキャッシュ・フロー要件）。
- (b) 上記以外の全ての金融資産は、公正価値で測定される。

(2) 「ビジネスモデル」に基づく判定

金融資産が償却原価で事後測定されるための要件である「ビジネスモデル」に基づく判定は、報告企業レベルや個別の金融商品レベルで行われるものではない。また、経営者の意図ではなく、あくまでも事実関係に基づいて判断される必要がある点に留意が必要である。そのため、この要件に基づく判定を行う上では、どのようなレベルでこれを適用すべきかを決定するための判断が求められる。

例えば、ある銀行が、その資産運用目的に従って、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有する金融資産ポートフォリオ（例えば、バンキング勘定の全部または一部）

と、公正価値変動により利益を得ることを目的とするトレーディングポートフォリオ（例えば、トレーディング勘定）を分けて運用している場合には、ポートフォリオレベルで判断することができると考えられる。

なお、銀行は、バンキング勘定で運用する金融資産であっても、トレーディング目的の定義を満たす（デリバティブを含む）金融資産ポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有しているとはみなされない。このようなポートフォリオは、必ず損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

このため、「バンキング勘定＝償却原価」という方程式が、必ずしも常に成り立つわけではない点に留意が必要であると考えられる。この場合、IFRS 第9号適用上、バンキング勘定を複数のビジネスユニットに分割する必要性があるかもしれない。

一方、バンキング勘定の一部または全部で保有する金融資産の一部を売却したからといって、ただちに契約上のキャッシュ・フローを回収するというビジネスモデルが否定されるわけではない。すなわち、バンキング勘定で保有する全ての金融商品を満期まで保有することは求められていない。

例えば、ある金融資産の信用格付けが、銀行の投資方針で求められる適格水準を下回り、投資不適格となった場合に、それを売却することは可能である。ただし、バンキング勘定の一部または全部のポートフォリオに含まれる金融資産を一定の頻度（“more than an infrequent number”）で売却している場合には、そうした売却を踏まえてもなお、契約上のキャッシュ・フローを回収するというビジネスモデルの目的に合致しているか、また、どの

ように合致しているかを評価することが求められる。

なお、IFRS 第 9 号では、「ビジネスモデル」に基づく判定に関し、幾つかの例示を示している。

(3) 「契約上のキャッシュ・フローの特徴」に基づく判定

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする銀行のビジネスモデルに従って保有されていると判断される場合には、当該金融資産は、その契約条件に基づき、特定日に元本および元本残金に対する金利のみを表すキャッシュ・フローを生み出すものであるかどうかを判定しなければならない。ここで金利とは、一定期間の元本残高に対する貨幣の時間的価値および信用リスクの対価と定義されている。

デリバティブ、例えばオプション、先渡しあるいはスワップといった契約は、レバレッジを含むため償却原価で測定することができない。レバレッジは、契約上のキャッシュ・フローの変動性を増幅し、金利の経済的特徴を有さないと考えられるからである。

負債性商品（例えば貸出金や債券）の発行体（すなわち債務者）に早期償還を認める、または保有者（すなわち債権者）に当該負債性商品を発行体に満期前に売り渡すことを認める、あるいは発行体に期限延長を認める、その他、負債性商品の支払いの時期と金額を変更するような条項は、以下の場合（①②、①②④、①③、①③④の 4 つの組み合わせ）にのみ、元本および金利のみを表す契約上のキャッシュ・フローと認められる（したがって、償却原価で計上される）。

①契約条項は、発行体の信用毀損（デフォルト、信用格付けの引下げ、貸出の財務制限条項への抵触）、または関連税制または法律の変化、あるいは発行体の支配企業の変更といった事象から保有者を保護するものである場合を除き、将来事象に依存する条件付条項ではない。

②早期償還金額、または実質的に元本および金利、ならびに、早期償還に対する違約金を含む場合にはこれを表す。

③期限延長オプションは、単にオプションで定められる期間にわたって、元本および金利の支払いを延長するだけのものである。

④変動金利は、一定の期間の元本に対する貨幣の時間的価値および信用リスクの対価を表す。

なお、IFRS 第 9 号では、償却原価測定上、適格とされる金融商品の例示、適格とされない金融商品の例示をそれぞれ掲げている。

IFRS 第 9 号を適用した場合、銀行が保有する大部分の負債性金融商品は、元本および金利の支払いのみを表すと判断されると考えられるが、一方で、ある種の特性を含む金融商品は、損益を通じて公正価値で測定（Fair Value Through Profit or Loss：以下 FVT-PL）することが求められると考えられる。問題になり得る典型的なものとして、ノンリコース・ローンと証券化商品がある。

〈ノンリコース・ローン〉

IFRS 第 9 号では、貸手の債務履行請求権が責任財産からの返済またはキャッシュ・フローに限定されるノンリコース・ローンの保有者は、契約に基づく当該ローンからの支払いが、先述の「キャッシュ・フローの特徴」

要件を満たすかを判定する際、責任財産である金融商品をルック・スルー（中身を確認）することを求めている。ノンリコース・ローンであるからといって、必ずしも償却原価測定が認められないわけではないが、例えば、ノンリコースの不動産貸付からのリターンが、責任財産たる不動産の収益性に著しく依存するような場合には、「契約上のキャッシュ・フローの特徴」の要件を満たさないであろう。

〈証券化商品〉

地方銀行の場合、優先劣後構造（シニア・メザニン・ジュニアなどのトランシェ）を有する証券化商品の保有者になる場合が多いと想定される。ここでは、このような証券化商品の保有者の会計処理を検討する。

トランシェの保有者は、実際にキャッシュ・フローを創出している最終的な原資産のプールにたどり着くまで、トランシェの中身を個別に確認した上で測定区分を判断することが求められる。具体的には、償却原価による測定が認められるためには、原資産のプールは以下の3つの要件を満たす必要がある。

- ①トランシェからのキャッシュ・フローは、その契約条件に基づき元本および金利の支払いのみを表すものと判定されなければならない。
- ②原資産プールは、以下の金融商品から構成されている。
 - (a) 元本および金利の支払いのみによるキャッシュ・フローを有する1つまたは複数の金融商品
 - (b) 元本および金利の支払いのみによるキャッシュ・フローの特徴を維持しつつ、そのキャッシュ・フローの変動性を軽減する金融商品

(c) トランシェと原資産のプールのキャッシュ・フローを以下についてのみ整合させる金融商品

- 固定金利と変動金利の相違
- 発行通貨の相違あるいは異なる発行通貨間のインフレ率の相違
- キャッシュ・フローのタイミングの相違

③トランシェの信用リスクは、原資産プールの加重平均信用リスクと同じかそれよりも低い。

- 例えば、原資産プールの50%が信用損失により毀損したとする。このとき、どのような場合でもトランシェの損失は50%以下に収まるのであれば、この要件は満たされる。一方、ジュニアやメザニンのトランシェに食い込む損失が50%を超える場合、それらのトランシェは、償却原価ではなくFVTPLとして測定される。

これらの要件に照らすと、例えば、金利キャップまたはフロア、あるいは原資産プールの一部または全ての金融商品の信用リスクを軽減するデリバティブは、キャッシュ・フローの変動性を軽減させ得るが、そのキャッシュ・フローは引き続き元本および金利の支払いのみを表すと認められ得る。一方、金利がコモディティにリンクしたトランシェは、元本および金利のみによる契約上のキャッシュ・フローを有さない。

なお、原資産プールについて、当初認識後に再判定を行うことは禁止されているが、当初認識後に、それらが、償却原価による測定が認められなくなるようなものに変えられる可能性がある場合には、発行されている全て

の金融商品（トランシェ）に関して、償却原価による測定が認められなくなる。

また、地方銀行にとって、多くの場合、証券化ストラクチャーをルック・スルーして、IFRS 第9号で求められるような判定を行うことは困難であることが予想されるが、もし、ルック・スルーができない場合、償却原価で測定することはできず、FVTPLとされる点に留意が必要である。

(4) その他包括利益を通じて公正価値で測定される持分金融商品

IFRS 第9号は、トレーディング目的以外の持分金融商品を、当初認識時に、その他包括利益を通じて公正価値で測定される区分(Fair Value Through Other Comprehensive Income:以下、FVTOCI)へ指定することを認めている。この指定は、個々の金融商品(銘柄)毎に行えるが、不可逆的であり、後に覆すことはできない。

公正価値の変動は、その他包括利益(Other Comprehensive Income:以下、OCI)として認識され、当該投資を売却または処分した場合であっても損益にリサイクル(OCIからの振替計上)することは禁止される。

なお、受取配当金は、それが明らかに投資自体の回収でない限り(この場合はOCIに計上)、損益として認識する。ただし、この受取配当金は、包括利益計算書(損益計算書)上、別掲しなければならない。

(5) 市場における公表価格がなく、従前、取得原価で測定されていた持分金融商品

IFRS 第9号では、現行のIAS第39号における公表された市場価格がなく、その公正価値が信頼性をもって測定できない持分金融商

品について、取得原価で測定することを容認する例外規定は廃止されている。したがって、全ての持分金融商品は、たとえ市場における公表価格がない場合であっても、常に公正価値で測定しなければならない。なお、取得原価が公正価値の最善見積りとみなせるような状況においては、結果として取得原価と同額で測定されることになるが、IFRS 第9号には、そうした判断が適当でなくなる状況に関する例示が設けられており、これに基づく判断が求められる。

この点は、地方銀行の実務にも少なからぬ影響があろう。

(6) 組込デリバティブ

IFRS 第9号では、その(またはIAS第39号)適用範囲の金融資産である主契約に含まれる組込デリバティブの区分処理に関する規定が廃止されている。すなわち、新基準では、混合金融商品は、企業のビジネスモデルおよび金融資産のキャッシュ・フローの特徴に応じて、全体として償却原価または公正価値で測定されることになる。

一方、主契約がIAS第39号の適用対象外の場合には、現行のIAS第39号の組込デリバティブの区分処理に関する現行規定は引き続き適用される(ただし、これらの規定は、IASBが今後のプロジェクトの中で、IAS第39号の適用範囲が見直された場合には改訂される見込みである)。

(7) 公正価値オプション

IAS第39号では、必ずしも短期売買を目的とした金融商品でなくとも、一定の要件を満たす場合、企業自身の選択により償却原価で測定される金融商品であっても、公正価値で

測定を行うことを企業に容認している。銀行などの金融機関では、IAS 第39号でヘッジ会計の適用に関し、かなり厳格な要件を満たさなければならぬので、その負担を回避するための代替として公正価値オプションが使用されることがあると言われている。

IFRS 第9号では、公正価値オプションに関する規定は維持されており、銀行などの企業が、当初認識時に公正価値オプションとして指定することによって、さもなければ生じるだろう測定または認識上の不一致（「会計上のミスマッチ」）が消去または大幅に軽減される場合に適用を認めるということになった（現行 IAS 第39号の3つの要件が分類・測定規定の変更により当該1要件になった）。

（8）再分類

銀行などの金融資産の管理といった企業のビジネスモデルが変化した場合には、当該変化を反映するように金融資産を再分類する必要がある。それ以外の全てのケースにおける再分類は禁止される。

II. 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」

2009年11月5日、IASBは、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」の抜本的な改訂プロジェクトのフェーズ2として、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」を公表した。減損については、貸倒引当金の計上も含まれ、地方銀行にも大きな影響を与え得るものである。

本公開草案は、IAS 第39号の抜本的な改訂プロジェクトのフェーズ1の成果であるIFRS 第9号に従って償却原価法で測定される全ての金融資産および金融負債に適用されることになる。貸倒引当金の認識・測定の議

論も含まれ、地方銀行にも大きな影響を与えるものである。

1. 概要

本公開草案は、銀行の貸出金も含む償却原価で測定される全ての金融資産について、期待信用損失および予想キャッシュ・フローに基づき減損（貸倒引当金繰入額を含む：以下、同じ）を測定する手法を提案するものである。減損は、償却原価による測定と密接不可分なことから、公開草案では実効金利法による償却原価の計算についても取り扱われているものの、この点については、概して IAS 第39号の規定をそのまま引き継いでいる。

なお、日本の地方銀行などは、債券の償却方法（アキュムレーション・アモチゼーション）は、定額法での処理を行っているところが多いものと思われるが、IAS 第39号では、実効金利法による償却方法のみが認められており、定額法は認められていない。そのため、実効金利法への対応そのものも、システム面の手当てを含めた対応が必要なものと考えられる。

2. 債却原価

公開草案において、償却原価は、金融商品の残存期間にわたって、受取利息または支払利息を配分する取得原価を基礎とする測定方法と定義されている。償却原価は、具体的には、期待キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値として計算される。

（1）現行の IAS 第39号における規定

現行の規定に基づき実効金利を計算する際には、見積キャッシュ・フローを考慮に入れることが求められる。

固定金利の貸出金をはじめとする金融商品の場合、当初認識後に発生損失アプローチに基づき減損が認識され、見積りが修正されても実効金利は変更されず一定に保たれ、その代わりに、残存期間にわたる修正後の見積キャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引いた現在価値と修正後の簿価が一致するように、「キャッチ・アップ調整」が行われ、差額は損益に計上される。

一方、変動金利の貸出金をはじめとする金融商品については、実効金利は市場金利の変動を反映して変更される。ただし、IAS 第39号では、変動利付商品については、市場金利の変動のみに基づくキャッチ・アップ調整は求められていない。

なお、IAS 第39号には、貸倒引当金に関する幅広いガイダンスが提供されているが、銀行にとって重要な貸倒れの集合的評価（一般貸倒引当金）に関しては、非常に限られた規定しか設けられていない。したがって、EUの金融機関でも、例えば貸倒引当金の予測損失期間に対する考え方に関して、国あるいは金融機関によって非常に幅があるのが現状である。また、IAS 第39号では、毀損した貸出

金に対し、どの時点で直接償却すべきかについて規定されていない。しかし、通常の経済環境の下では、現状のIAS 第39号のモデル（「発生損失モデル」とも言う）では、現行の日本における一般的な実務慣行（貸倒実績率などの使用）より、貸倒損失または貸倒引当金繰入額が早期に、または多く認識される方向での変更が必要になる可能性があるとの見方もある。

(2) IAS 第39号からの変更点

公開草案では、IAS 第39号に類似した実効金利計算が提案されている。ただし、提案されているモデルでは、金融資産については、キャッシュ・フローの見積りは“期待信用損失を控除した純額”とされている点で現行基準と大きく異なる。

さらに、公開草案では、キャッシュ・フローの金額と発生時期について、もっとも起こり得る値（最頻値）ではなく、起こり得る結果を確率で加重平均した値（期待値）とすることが提案されている（「期待損失モデル」とも言う）。

変動金利金融商品の場合には、市場金利の

発生損失モデル	期待損失モデル
受取利息は期待信用損失を除いた予想CFで認識される	金融資産の受取利息は期待信用損失を含めた予想CFを基に認識される
減損は損失事象が発生した時のみ認識される（即ち、減損のトリガー）	期待信用損失は継続的に再評価され、従って損失事象または減損トリガーは問題とならない
将来の事象から発生すると予想される損失は認識されない	減損は当初見込みより期待信用損失が悪化した時に認識され、事後に状況が好転した場合には戻し入れられる
損失事象が発生する以前の期間の受取利息が過大計上されていると捉えることもできる	受取利息は当初見込みのネット・リターンを反映している
個別的減損と集合的減損との間の相互関係は識別困難である（例：IBNR – 既発生未報告損失）	個別に評価するか集合的に評価するかは、どちらがCFの予測をより良く反映しているかの判断のみによる

変動によって適用される実効金利が変更されるため、公開草案では、契約上の金利が変更された場合に、キャッシュ・アップ調整がなされるように提案されている。この場合、キャッシュ・アップ調整の金額は、各期待キャッシュ・フローを、当初の期待スプレッドに測定日における（それぞれのキャッシュ・フローに対応する）ベンチマーク金利（金融商品の契約上の変動金利に適用されるイールドカーブ。例えば、仮にある金融商品の契約上の変動金利がLIBORならば、ベンチマーク金利はLIBORとなる）のゼロ・クーポン・レート（理論的には、キャッシュ・フローのタイミングとリスク特性が同じゼロ・クーポン債の利率となる）を加えた割引率で割り引くことによって計算される。

ここで、当初の期待スプレッドは、当初の簿価および期待キャッシュ・フロー、ならびに、それに対応するベンチマーク金利に基づき計算され、その後は固定される。

前頁の表は、現行のIAS第39号で求められる発生損失モデルと、提案されている期待損失モデルの相違点のうち、特徴的な点を示している。

地方銀行経営上の対応策と留意点

I. 行内体制の整備の必要性

1. 原則主義への対応

早ければ、2015年3月期から上場地方銀行の連結財務諸表に対し、国際会計基準の導入が義務付けられる可能性がある。国際会計基準では、IAS第1号により、比較期間の財務諸表の開示も求められるため、2014年3月期の連結財務諸表も国際会計基準で作成することが必要である。また、2014年3月期の連結

財務諸表を作成するためには、2015年3月末に有効な国際会計基準に基づき、当該事業年度期首（2013年4月1日）の貸借対照表（財政状態計算書）を国際会計基準で作成する必要がある。

国際会計基準は、上述のとおり、金融商品会計については、現行IAS第39号により、非常に詳細な規定が設けられているものの、原則主義の特徴から、総じて数量的な基準が示されていない（例えば、日本の金融商品会計基準等で示されている30%や50%といった数値基準など）ため、各行の実態に即した国際会計基準の適用方針（会計方針）を個々に決定する作業が必要になる。例えば、償却原価で測定する負債性金融商品の減損の基準に関しても、金融商品のポートフォリオの特性（ボラティリティなど）などを勘案して決定していくプロセスが必要となる。

従前は、会計基準や金融検査マニュアルの償却・引当のルールをバック・オフィスまたはミドル・オフィスからフロントへ通達すれば済むというケースが多かったものと考えられるが、国際会計基準の適用に当たっては、フロント・ミドル・バックが一体となって（face-to-face）で一緒に考えていくことが求められる。また、会計監査人とも、1つ1つ会計方針を確認していくことが求められる。

この一連のプロセスは大変な労力を伴うことが予想され、早めの検討が望まれる。

2. ダブル・ギャップへの対応

今のところ、国際会計基準は上場会社の連結財務諸表（有価証券報告書の連結財務諸表）にのみ適用される見通しで、個別財務諸表（有価証券報告書の個別財務諸表、会社法の単体の計算書類など）には引き続き日本の会計基準

が適用される予定である（いわゆる、「連結先行」）。

2015年3月期に国際会計基準が上場銀行に強制適用となった場合、有価証券報告書の提出は2015年6月末であり、わずか3か月足らずで、国際会計基準と日本の会計基準に基づく数値を取りまとめ、決算書類を作成しなければならない。通常のスケジュールであれば、2015年5月中旬～下旬にかけて、決算短信のファイリング、プレス・リリースがなされることになる。そうすると、役員会での報告も含めると、実質的な決算作業は1か月強である。

なお、2015年5月末には、日本基準で作成された会社法上の確定決算に基づいて計算された課税所得に基づき、法人税・地方税の仮納付もしなければならない（もっとも、課税所得の計算は、未払税金および繰延税金資産などの計算上も必要である）。

国際会計基準と日本の会計基準は、現在、「コンバージェンス」（可能な限り日本基準を国際会計基準に近づけるもの）中ではあるが、「アドプロシジョン」（国際会計基準をそのまま適用するもの）ではなく、それゆえ、その差異は必ずしも完全に解消される可能性は多くはないと考えられる。

非常に短い期間で、同一の担当者またはチームが、両基準の決算報告を取りまとめいくのは現実的ではないと考えられ、国際会計基準の専任の担当者またはチームを、適切な時期に任命・分離していくことが求められると考えられる。これは、先述の会計方針の策定、システム開発を行うことを踏まえると、現実的な選択肢であろう。

II. システム開発への対応

限られた非常に短期間に、国際会計基準と日本の会計基準に基づく決算報告を円滑に行うためには、両基準に基づく数値を迅速に算定するためのシステム開発が不可欠である。地方銀行の場合、保有する金融商品の公正価値算定、貸倒引当金の計算（特に、期待損失モデルが適用された場合の「実効利回り」計算）などのシステム開発を行い、対応しなければならない事項は多いものと思われる。システム開発に伴う一定の負担は念頭に置く必要があるが、システム開発の時期が遅延しないよう適切なスケジューリングが求められる。

なお、システム開発を行うためには、まず会計方針の策定（経理規定などの再策定）が前提となり、この点も含めて余裕をもった対応が望まれる。

III. データ整備への対応

国際会計基準は、各上場地方銀行が設立された当初から、適用時（早ければ2015年3月末）の基準が適用されていたかの如く会計数値を算定することが求められている。上場地方銀行各行は、果たしてこの遡及適用が可能なのか、すなわち、過去のデータが存在するか、または存在しない場合、数値算定が可能なのかなど、早期に検討に入ることが望まれる。

なお、退職給付会計や企業結合会計など、各行の役員会などの意思決定により、遡及適用の免除が可能な事項（IFRS第1号参照）もあるが、これらの意思決定は、国際会計基準の移行日、すなわち比較年度の期首（早ければ2013年4月1日）を目途に行う必要がある。さもなければ、遡及適用をしなければならないので留意が必要である。

IV. 内部統制の再構築への対応

1. 制度的側面

未だ正式に決まっているわけではないが、連結財務諸表に国際会計基準が導入された折には、経営者による内部統制報告書の作成および監査法人または公認会計士による内部統制監査（いわゆる、J-SOX）は、国際会計基準に基づく連結財務諸表を前提としたものとなる可能性がある。2009年3月期よりJ-SOXが導入され、その対応が図られたばかりであるが、近い将来、J-SOXの文書化の見直しが必要になることが予想される。

2. 実際的側面

国際会計基準が原則主義であることは先述のとおりであるが、「原則」の個々の適用に関しては、細則主義と異なり、人の判断を伴う局面が多くなることが予想される。

J-SOX上の「リスク」の識別は、これまで以上に増加する可能性があり、また、それに伴って、当該「リスク」への「統制（コントロール）」の策定が必要となろう。また、システムの開発に伴い、ITに関する内部統制の見直しも必要となろう。

V. 経営管理手法への対応

経営者等経営管理者は、対外的な業績説明は、連結に関するものは国際会計基準で行うことが求められる。この場合、経営者等経営

管理者の考える業績管理と国際会計基準による財務報告上の連結の業績が相違すると、よりその差異を対外的に説明できるよう、十分な理解と対応が求められることになる。

また、株主総会に諮る会社法上の単体決算は、なお日本基準に基づいて策定されることが予想されているため、経営管理者は、これまで以上に会計基準（しかも両方の基準）への理解とともに説明責任を果たすことが求められよう。

経営管理者は、国際会計基準を利用して業績管理するのかしないのか、また利用する場合、どの程度利用するのか、検討が求められると考えられる。

橋上 徹（はしがみ とおる）

新日本有限責任監査法人 金融部 シニア・パートナー
(公認会計士)

1988年 一橋大学卒業。大手監査法人入所、総合商社、銀行、大手製造会社を含む上場企業等の法定監査のマネージャーを経験後、大手金融機関の主計部、調査部勤務を経て、

2001年 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所。銀行・保険会社を含む金融機関の法定監査の他、検査マニュアル対応、IFRS導入などのアドバイザリー業務に従事。提携先である Ernst & Young Amsterdam に出向経験あり。

新日本有限責任監査法人 金融 IFRS推進担当、
ASBJ（企業会計基準委員会）国際対応委員会WG委員
(現)、日本公認会計士協会 IASB専門委員会委員(元)、
金融庁 第三分野の保険に関する責任準備金積立／事後
検証ルール委員会委員(元)、衆議院 法務委員会 有
識者(信託法改正)(元)などを歴任。